

有害興行(映画)指定の運用見直し

1 有害興行指定の根拠

- 北海道青少年健全育成条例第15条（有害興行の指定及び観覧の禁止等）
 - ・ 知事は、興行の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、その興行内容の全部又は一部を指定し、興行者に対し、これを青少年に観覧させることを禁止することができる。
 - ・ ～緊急を要する場合は、当該興行者にその旨を通知することによって告示に代えることができる。
- 同条例第54条（諮問）
 - ・ 知事は、次の各号のいずれか（上記第15条を含む）に該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
 - ・ 知事は、審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

2 これまでの運用状況

- 条例制定当初から有害興行の指定を行っており、昭和60年から現在の指定方法である、一般財団法人映画倫理機構【以下「映倫」という。】の審査結果に基づき、18歳未満の者への観覧禁止【通称「R18+」】とされた全ての映画を毎月指定し、審議会（部会）に事後報告している。
- 「映倫」は、映画業界以外の第三者によって運営される自主規制機関として、公正な判断による審査が行われており、その審査基準と条例に規定する有害興行の指定理由が同様であることから、こうした運用がなされている。

3 現状(他県の状況等)

- 全国的には、条例で有害興行の規定を有していながら、「業界の自主規制で十分」等の理由により、有害興行の指定を行っていない自治体が多数あり、現在指定しているのは11県に止まっている。
- 条例制定当初、全道に600軒以上あった映画館が現在では20数軒となり、いわゆる成人映画のみを上映する映画館は道内で2軒を残すのみとなっている。先般、2軒の映画館に対する立入調査を実施した結果、条例で定められた『18歳未満入場禁止』の掲示がなされ、年齢確認などによって適正な入場制限が行われるなど、業界による自主規制が徹底されている。

4 運用見直しの理由

- 立入調査結果からも業界による自主規制が徹底されていることが窺え、仮に道による有害興行の指定が行われなくても青少年の健全育成に何ら影響を及ぼさないと思料される。
- 映像媒体等の多様化により、現状において、青少年の入場を想定した有害興行指定の効果は低いと判断される。
- これまで長きにわたり、上記要領で「R18+」とされた映画を有害興行として指定してきたが、現状は、映倫による審査結果を追認する形で有害興行に指定しているに過ぎず、形式的なものとなっている。
- 業界による自主規制では不十分と判断される場合は、条例の規定に基づき、従前の指定を行うことができる。

5 結論

以上のことから、これまで、毎月定期的に行っていた有害興行の指定を行わないこととする。